

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成18年3月6日保医発第0306003号)の一部改正について

1 第2の6中

「心大血管疾患リハビリテーション料(I)	(心Ⅰ)第	号
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)	(心Ⅱ)第	号
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	(脳Ⅰ)第	号
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ)第	号を
運動器リハビリテーション料(I)	(運Ⅰ)第	号
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	(運Ⅱ)第	号
呼吸器リハビリテーション料(I)	(呼Ⅰ)第	号
呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	(呼Ⅱ)第	号」
「心大血管疾患リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I)	(心Ⅰ)第	号
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)及び医学管理料(Ⅱ)	(心Ⅱ)第	号
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I)	(脳Ⅰ)第	号
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)及び医学管理料(Ⅱ)	(脳Ⅱ)第	号に改める。
運動器リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I)	(運Ⅰ)第	号
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)及び医学管理料(Ⅱ)	(運Ⅱ)第	号
呼吸器リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I)	(呼Ⅰ)第	号
呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)及び医学管理料(Ⅱ)	(呼Ⅱ)第	号」

2 別添1の「第38 心大血管疾患リハビリテーション料(I)」を次のように改める。

第38 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(I)

1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(I)に関する施設基準

- (1) 届出保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。以下この項において同じ。）において、循環器科又は心臓血管外科の担当医であって、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
- (2) 心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士又は専従の常勤看護師併せて2名以上勤務していること。ただし、これらの者については、回復期リハビリテーション病棟の配置従事者との兼任はできないこと。
- (3) 専用の機能訓練室（少なくとも、病院については45平方メートル以上、診療所については30平方メートル以上とする。）を有していること。専用の機能訓練室は、当該療法を実施する時間帯については、他とは兼用できない。

(4) 専用の機能訓練室には、当該療法を行うために必要な以下の器械・器具を備えていること。

- ア 酸素供給装置
- イ 除細動器
- ウ 心電図モニター装置
- エ ホルター型心電図（携帯用心電図記録器）
- オ トレッドミル又はエルゴメータ
- カ 血圧計
- キ 救急カート
- ク 運動負荷試験装置

(5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、運動処方、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。

(6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

(7) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。以下この項において同じ。）において、緊急手術や、緊急の血管造影検査を行うことができる体制が確保されていること。

(8) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出がされており、当該治療室が心大血管疾患リハビリテーションの実施上生じた患者の緊急事態に使用できること。

## 2 届出に関する事項

(1) 心大血管疾患リハビリテーション料(I)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(I)の施設基準に係る届出は、別添2の様式37を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式37により心大血管疾患リハビリテーション料(I)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式37により心大血管疾患リハビリテーション料(I)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(I)の届出があったものとみなすものであること。

(2) 当該治療に従事する医師、理学療法士及び看護師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間について別添2の様式4を用いて提出すること。

(3) 当該治療が行われる専用の機能訓練室の配置図及び平面図を添付すること。

## 3 別添1の「第39 心大血管疾患リハビリテーション料(II)」を次のように改める。

### 第39 心大血管疾患リハビリテーション料(II)、心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(II)

#### 1 心大血管疾患リハビリテーション料(II)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(II)に関する施設基準

(1) 届出保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。以下この項において同じ。）において、循環器科又は心臓血管外科を担当する常勤医師が1名以上勤務していること。

(2) 心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士又は、常勤看護師のいずれか1名以上が勤務していること。ただし、専従者については、回復期リハビリテーショ

ン病棟の配置従事者との兼任はできないこと。

- (3) 専用の機能訓練室（少なくとも、病院については45平方メートル以上、診療所については30平方メートル以上とする。）を有していること。専用の機能訓練室は、当該療法を実施する時間帯については、他とは兼用できない。
- (4) 専用の機能訓練室には、当該療法を行うために必要な以下の器械・器具を備えていること。
  - ア 酸素供給装置
  - イ 除細動器
  - ウ 心電図モニター装置
  - エ ホルター型心電図（携帯用心電図記録器）
  - オ トレッドミル又はエルゴメータ
  - カ 血圧計
  - キ 救急カート
  - ク 運動負荷試験装置
- (5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、運動処方、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
- (6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
- (7) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。以下この項において同じ。）において、緊急手術や、緊急の血管造影検査を行うことができる体制が確保されていること。
- (8) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出がされており、当該治療室が心大血管疾患リハビリテーションの実施上生じた患者の緊急事態に使用できること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式37を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式37により心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式37により心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)及び心大血管疾患リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の届出があったものとみなすものであること。
- (2) 当該治療に従事する医師及び理学療法士又は看護師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間について別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の機能訓練室の配置図及び平面図を添付すること。

## 4 別添1の「第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)」を次のように改める。

### 第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅰ)

#### 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が2名以上勤務していること。ただし、そのう

ち1名は、脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有するものであること。

(2) 次のアからエまでをすべて満たしていること。

ア 専従の常勤理学療法士が5名以上勤務していること。ただし、回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任はできないが、運動器リハビリテーション料(I)又は(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、運動器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における常勤理学療法士との兼任は可能であること。

イ 専従の常勤作業療法士が3名以上勤務していること。ただし、回復期リハビリテーション病棟における常勤作業療法士との兼任はできないが、運動器リハビリテーション料(I)又は(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、運動器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における常勤作業療法士との兼任は可能であること。

ウ 言語聴覚療法を行う場合は、専従の常勤言語聴覚士が1名以上勤務していること。

エ アからウまでの従事者が併せて10名以上勤務すること。

(3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設(少なくとも、160平方メートル以上)を有していること。ただし、言語聴覚療法を行う場合は、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室(8平方メートル以上)を別に有していること。

(4) 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具として、以下のものを具備していること。

歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具(角度計、握力計等)、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具(長・短下肢装具等)、家事用設備、各種日常生活動作用設備等

(5) 言語聴覚療法のみを実施する場合は、上記基準にかかわらず、以下のアからエまでの基準をすべて満たす場合は、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。

イ 専従の常勤言語聴覚士が3名以上勤務していること。

ウ 遮蔽等に配慮した専用の個別療法室(8平方メートル以上)を有していること。

エ 言語聴覚療法に必要な、聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム等の器械・器具を具備していること。

(6) リハビリテーションに関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。

(7) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

## 2 届出に関する事項

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により脳血管疾患等リハビリテーション料(I)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)の届出があったものとみなすものであること。

(2) 総合リハビリテーション施設とは、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事し

ており、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設をいう。

- (3) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。なお、その他の従事者が脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。
- (4) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 別添1の「第41 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)」を次のように改める。

第41 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
- (2) 専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士のいずれか1名以上勤務していること。ただし、回復期リハビリテーション病棟における従事者との兼任はできないが、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)又は(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)又は(Ⅱ)、障害児(者)リハビリテーション料、運動器リハビリテーション医学管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)における従事者との兼任は可能であること。
- (3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設（少なくとも、病院については100平方メートル以上、診療所については45平方メートル以上とする。）を有していること。ただし、言語聴覚療法を行う場合は、遮蔽等に配慮した専用の個室療法室（8平方メートル以上）1室以上を別に有していることとし、言語聴覚療法のみを行う場合は、当該個別療法室があれば前段に規定する専用の施設は要しない。
- (4) 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具として以下のものを具備していること。  
歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具等。ただし、言語聴覚療法を行う場合は、聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム等を有すること。
- (5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
- (6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

2 届出に関する事項

- (1) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)及び脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の届出があったものとみなすものであること。
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出す

ること。なお、その他の従事者が脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。

(3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 別添1の「第42 運動器リハビリテーション料(I)」を次のように改める。

#### 第42 運動器リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション医学管理料(I)

1 運動器リハビリテーション料(I)及び運動器リハビリテーション医学管理料(I)に関する施設基準

(1) 運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、運動器リハビリテーションの経験を有する医師とは、運動器リハビリテーションの経験を3年以上有する医師又は適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した医師であることが望ましい。

(2) 次のアからウまでのいずれかを満たしていること。ただし、アからウまでのいずれの場合にも、回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士又は常勤作業療法士との兼任はできないが、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における常勤理学療法士又は常勤作業療法士との兼任は可能であること。

ア 専従の常勤理学療法士が2名以上勤務していること。

イ 専従の常勤作業療法士が2名以上勤務していること。

ウ 専従の常勤理学療法士及び専従の常勤作業療法士が併せて2名以上勤務していること。

なお、当分の間、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了したあん摩マッサージ指圧師等が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、理学療法士が勤務しているものとして届出ることができる。ただし、当該あん摩マッサージ指圧師等は、呼吸器リハビリテーション料(II)、呼吸器リハビリテーション医学管理料(II)等との兼任はできないこと。

(3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設（少なくとも、病院については100平方メートル以上、診療所については45平方メートル以上とする。）を有していること。

(4) 治療・訓練を行うための以下の器具等を具備していること。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具等

(5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。

(6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

2 届出に関する事項

(1) 運動器リハビリテーション料(I)及び運動器リハビリテーション医学管理料(I)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により運動器リハビリテーション料(I)の施設基準に係る届出が行われている場合

- には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により運動器リハビリテーション料(I)及び運動器リハビリテーション医学管理料(I)の届出があったものとみなすものであること。
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士その他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。
  - (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 別添1の「第43 運動器リハビリテーション料(II)」を次のように改める。

第43 運動器リハビリテーション料(II)、運動器リハビリテーション医学管理料(II)

1 運動器リハビリテーション料(II)及び運動器リハビリテーション医学管理料(II)に関する施設基準

- (1) 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
- (2) 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士がいずれか1名以上勤務していること。ただし、回復期リハビリテーション病棟における常勤従事者との兼任はできないが、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における従事者との兼任は可能であること。
- (3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設（少なくとも、45平方メートル以上とする。）を有していること。
- (4) 治療・訓練を行うための以下の器具等を具備していること。  
歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具等
- (5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
- (6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

2 届出に関する事項

- (1) 運動器リハビリテーション料(II)及び運動器リハビリテーション医学管理料(II)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により運動器リハビリテーション料(II)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により運動器リハビリテーション料(II)及び運動器リハビリテーション医学管理料(II)の届出があったものとみなすものであること。
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士その他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。なお、その他の従事者が理学療法の経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 別添1の「第44 呼吸器リハビリテーション料(I)」を次のように改める。

第44 呼吸器リハビリテーション料(I)、呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)

1. 呼吸器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)に関する施設基準
  - (1) 呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
  - (2) 呼吸器リハビリテーションの経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む常勤の理学療法士が2名以上勤務していること。ただし、専従の常勤理学療法士1名については、回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任はできないが、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は(II)、運動器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び運動器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における常勤理学療法士との兼任は可能であること。
  - (3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設(少なくとも、病院については100平方メートル以上、診療所については45平方メートル以上とする。)を有していること。
  - (4) 治療・訓練を行うための以下の各種計測用器具等を具備していること。  
呼吸機能検査機器、血液ガス検査機器等
  - (5) リハビリテーションに関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
  - (6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
2. 届出に関する事項
  - (1) 呼吸器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により呼吸器リハビリテーション料(I)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により呼吸器リハビリテーション料(I)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)の届出があったものとみなすものであること。
  - (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
  - (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9. 別添1の「第45 呼吸器リハビリテーション料(II)」を次のように改める。

#### 第45 呼吸器リハビリテーション料(II)、呼吸器リハビリテーション医学管理料(II)

1. 呼吸器リハビリテーション料(II)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(II)に関する施設基準
  - (1) 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
  - (2) 専従の常勤理学療法士が1名以上勤務していること。ただし、回復期リハビリテーション病棟における常勤理学療法士との兼任はできないが、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は(II)、運動器リハビリテーション料(I)又は(II)、障害児(者)リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)及び運動器リハビリテーション医学管理料(I)又は(II)における常勤理学療法士との兼任は可能であること。
  - (3) 治療・訓練を十分実施し得る専用の施設(少なくとも、45平方メートル以上とする。)を有していること。
  - (4) 治療・訓練を行うための以下の器具等を具備していること。  
呼吸機能検査機器、血液ガス検査機器等

- (5) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
- (6) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。なお、平成19年3月31日以前において、改正前の別添2の様式38により呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)の施設基準に係る届出が行われている場合には、平成19年4月1日において、改正後の別添2の様式38により呼吸器リハビリテーション(Ⅱ)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(Ⅱ)の届出があったものとみなすものであること。
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

## 10 別添1の「第47 障害児（者）リハビリテーション料」の(2)を次のように改める。

### (2) ア又はイのいずれかに該当していること。

ア 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が2名以上勤務していること。

イ 専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士のいずれか1名以上及び障害児（者）リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師1名以上の併せて2名以上が勤務していること。

ただし、回復期リハビリテーション病棟における常勤従事者との兼任はできないが、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(I)又は(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(I)又は(Ⅱ)、脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料(I)又は(Ⅱ)、運動器リハビリテーション医学管理料(I)又は(Ⅱ)及び呼吸器リハビリテーション医学管理料(I)又は(Ⅱ)における常勤従事者との兼任は可能であること。

- (3) 言語聴覚療法を行う場合は、常勤の言語聴覚士が1名以上勤務していること。
- (4) 障害児（者）リハビリテーションを行うにふさわしい専用の施設（少なくとも、60平方メートル以上とする。）を有すること。ただし、言語聴覚療法を行う場合は、遮蔽等に配慮した8平方メートル以上の専用の個別療法室を有すること。
- (5) 当該訓練を行うために必要な専用の器械・器具として、以下のものを具備していること。
  - ア 訓練マットとその付属品
  - イ 姿勢矯正用鏡
  - ウ 車椅子
  - エ 各種杖
  - オ 各種測定用器具（角度計、握力計等）
- (6) リハビリテーションに関する記録（医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等）は患者毎に同一ファイルとして保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- (7) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスが開催されていること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 障害児（者）リハビリテーション料の施設基準に係る届出は、別添2の様式39を用いること。
- (2) 当該治療に従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従事者の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。なお、その他の従事者が障害児（者）リハビリテーションの経験を有する者である場合はその旨を備考欄に記載すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

11 様式37及び様式38を次のように改める。

〔心大血管疾患リハビリテーション(I)及び医学管理料(I)  
心大血管疾患リハビリテーション(II)及び医学管理料(II)〕の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を○で囲むこと。

標榜診療科		循環器科 ・ 心臓血管外科					
緊急時に備える体制		1. 救命救急入院料の届出が受理されている。 2. 特定集中治療室管理料の届出が受理されている。 3. 緊急手術・検査が行える体制が整っている。					
従 事 者	医 師	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任	名
			非専任	名		非専任	名
	理 学 療 法 士	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
	看 護 師	常 勤	専 従	名	非 常 勤	専 従	名
			非専従	名		非専従	名
専用施設の面積		平方メートル					
専用施設に備えている装置・器具の一覧（製品名及び台数等）							
酸素供給装置							
除細動器							
心電図モニター装置							
ホルター心電図 （携帯用心電図記録器）							
トレッドミル							
エルゴメーター							
血 圧 計							
救 急 カ ー ト							
運動負荷試験装置							
そ の 他							

〔記載上の注意〕

- 1 「標榜診療科」欄及び「緊急時に備える体制」欄については、該当するものに○を付けること。
- 2 緊急手術・検査が行える体制とは、心大血管疾患リハビリテーション実施時において、緊急時に使用可能な手術室及び血管造影室があり、緊急時に対応可能な職員が配置されている体制である。

リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類

届出区分 (該当するものに○)		<input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I) <input type="checkbox"/> 総合リハビリテーション施設 <input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)及び医学管理料(II) <input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I) <input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション料(II)及び医学管理料(II) <input type="checkbox"/> 呼吸器リハビリテーション料(I)及び医学管理料(I) <input type="checkbox"/> 呼吸器リハビリテーション料(II)及び医学管理料(II)					
従事者数	医師	常勤	専任	名	非常勤	専任	名
			非専任	名		非専任	名
	理学療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
			非専従	名		非専従	名
	作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
			非専従	名		非専従	名
	言語聴覚士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
			非専従	名		非専従	名
	経験を有する従事者	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
			非専従	名		非専従	名
専用施設の面積		合計		平方メートル			
当該リハビリテーションを行うための器械・器具の一覧							

[記載上の注意]

- 1 総合リハビリテーション施設とは、脳血管疾患等リハビリテーション(I)施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、リハビリテーションを適切に実施できる体制を整えている施設をいう。
- 2 医師又はその他の従業者が各疾患別リハビリテーションの経験を有している場合はその旨を様式4の備考欄に記載すること。なお、経歴(疾患別リハビリテーションの経験がわかるもの)を添付すること。